

## 「三重のサステナブル経営アワード」応募に関するQ & A

### 【応募資格】

#### Q1

「三重県中小企業・小規模企業振興条例(以下「条例」という。)」第2条の資本金の額と従業員の数は両方を満たしている必要があるか？

#### A 1

どちらか一方を満たしていれば、ご応募いただけます。

#### Q2

企業の支社や一部門が単独で応募することは可能か？

#### A 2

この表彰制度は、「企業の取組」を表彰対象としますので、一部の支社や一部門の単位で応募していただくことはできません。企業としての応募をお願いいたします。

#### Q3

本社は三重県外であるが、支社等が三重県内にある場合、応募することは可能か？

#### A 3

三重県内に支店登記されている場合は応募可能です。三重県内にあるのが、登記されていない営業所等のみである場合は応募していただくことはできません。

#### Q4

学校法人や社会福祉法人は応募可能か？

#### A 4

学校法人や社会福祉法人、NPO 法人等は、条例第 2 条に規定する事業内容に応じた従業員数の要件を満たせば応募可能です。

#### Q5

個人事業主は応募可能か？

#### A 5

従業員を雇用している事業者であれば、個人事業主であっても応募可能です。

※「従業員満足度の向上」が観点の一つとなっているため、従業員を雇用していない場合は対象外です。

## Q6

大企業の100%子会社でも応募は可能か？

A 6

条例第2条に規定する中小企業の定義に該当すれば、みなし大企業（大企業の100%子会社を含む。）であっても対象となります。

### 【参考:条例第2条】

- (1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合  
資本金の額又は出資の総額が3億円以下  
又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- (2) 卸売業の場合  
資本金の額又は出資の総額が1億円以下  
又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- (3) サービス業の場合  
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下  
又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- (4) 小売業の場合  
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下  
又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

### 【応募書類について】

## Q7

「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の全てに取組がないと申し込みができないのか？

A 7

4つの項目の全てに対して、何らかの取組をいただいていることが必要です。

## Q8

当社が実施している「地域社会への貢献」に該当する取組は、「次世代育成の推進」にも該当するが、このようにカテゴリーが重複する場合、応募用紙のどちらの項目に記入すればよいか？

A 8

「地域社会への貢献」と「次世代育成の推進」の記入欄に同じ取組を記入していただいても結構です。

## Q9

デジタルの活用は必須か？

### A9

必須ではありませんが、効果的にデジタルを活用し、持続可能性の向上に繋がっている場合は、審査において考慮されますので、積極的に記入してください。

## Q10

補足資料はどの程度まで提出することが可能か？

### A10

A4相当で最大20枚までにしてくださいようお願いいたします。カウント方法は以下のとおりです。

- ・ A4の場合…片面・両面印刷のいずれでも1枚とカウント
- ・ A3の場合…片面・両面印刷のいずれでもA4相当2枚とカウント
- ・ B4の場合…片面・両面印刷のいずれでもA4相当2枚とカウント
- ・ A4より小さい場合（A5等）…一律A4相当1枚とカウント

なお、補足資料については、応募用紙の記載箇所との対応関係が分かるようにしてください。